

労働階級が完全なる解放を以て組合行動の一般方針とする

四 組合原則

組合一切の機關には一般組合員の意志に最も迅速正確に反映せしめ組合大衆をして弟に組合行動に活潑に同歩せしめると同時に大衆の意志と行動とを最も有効に集中し最大之の闘争力を發揮せしめしかば民主的集中主義を以て組合組織の原則とする

五 組合組織の目標

被搾取者たる労働者の利害と之に基つて階級的意識に基いて全國の労働階級者を産業界の最大階級の組織に團結せしめしむることを以て組合組織の目標とする

別紙

(四)

日本労働組合評議會の則 (草案)

第一章 総則

第一条 本會は日本労働組合評議會と稱し本部を大阪に置く

第二条 本會は本會の綱領宣言及決議の遂行を以て目的とする

第三条 本會の規約は大會の決議を経ては変更せず
事を得ず

第二章 組織

第四条 本會は本會の綱領宣言及規約を承認する内地及び外地に於ける各種産業別及び職業別組合を以て組織す